

学生大会議事運営細則

第 1 章 総則

第 1 条（目的）

本細則は学生大会の議事についての運営を定めるものであり、学生大会を民主的かつ円滑に運営することを目的とする。

第 2 条（未規定事項）

この細則に定めていない事項で必要と認められるものは、その都度その学生大会の議決によって定めることができる。但し、その効力は当該大会のみとする。

第 2 章 議長・副議長

第 3 条（議長・副議長の権限）

議長・副議長は学生大会において、次の権限を有する。

- 議場を管理し、議場の秩序を保持すること。
- 発言を許可、整理及び禁止。
- 議場内においては本細則及び学友会規約に違反し、又は議場を混乱に陥れる者があるときは、その何者たるを問わず、その行為の中止を命じ、又は退場を命ずること。
- 議場が騒然として整理することが困難であると認めるときは、その討議を閉じ、又は中止すること。但し、中止することによって会議の再開を伴うと認められるときは予め議長団全体の意見を聞かなければならない。

第 3 章 議事

第 4 条（発言の手続）

何人であっても会議で発言しようとする者は議長に発言を求めて、その許可を受けなければならない。

第 5 条（修正動議）

出席者より議案についての動議が提出されて全出席者の 3 分の 1 以上の賛成があれば、議長はこれを議題に供さなければならない。

第 6 条（議事進行動議）

出席者より議事進行についての動議が提出されて、全出席者の 3 分の 1 以上の賛成があれば、他の発言に優先してこれを議題に供さなければならない。但し、一旦発言を許してからでもその発言が議事進行の発言を逸脱していると認めるときは、議長は発言を禁止し、又は議長の権限でその動議を撤回することができる。

第 7 条（動議の提議）

- 動議とは以下のものを指し、以下のように定義される。

A.優先動議

休会・閉会動議　：休会・閉会動議の提案。
緊急質問　　　：会議全体に対する緊急質問。個人に対するものはこれに含まれない。

B.補助動議

採決要求　　　：討論を打ち切って表決を求めるもの。
制限付き動議　：討論における発言回数や、議案の討論に充てる時間を制限するように求めるもの。

C.本動議

修正動議　　　：既に上程されている動議の変更をする提案。但し、動議の修正は 2 回までとする。
再審議動議　　：一旦表決を行った議事について、再度審議を行うように要求するもの。
特別議事　　　：動議のうち、緊急かつ重要なものを取り扱う場合。

D.付帶動議

動議取り下げ　：本項に定義される動議の取り下げ。
議事進行　　　：議事進行に関する異議申し立て。

- 動議は前項の A，B，C，D の順に優先されるものとする。

第 8 条（一事不再議の原理）

- 一旦表決を行った議事については再び採決を行うことはできない。但し、挙手の表決にて、その結果について構成員の 3 分の 1 以上が異議を唱えたとき、採決が不明確なときのみ再度採決を行うことはこの限りではない。
- 表決の結果、一旦否決された議案については当該会議において再び議題に供することはできない。

第 4 章 議場の秩序維持

第 9 条（議場の秩序維持）

- 学生大会の出席者は徒に、議場を混乱させる行為をしてはならない。
- 学生大会の出席者が議場において発言を求める時は、挙手をしてこれを行う。
- 出席者が発言を許されたときは、学籍番号と氏名を述べてから本論に入るものとする。

第 5 章 傍聴

第 10 条（傍聴人）

傍聴人は原則として議決権を有さない。

第 11 条（傍聴人の遵守事項）

- 傍聴人は学生大会で議事の進行を妨害する行為をしてはならない。
- 傍聴人は発言を希望する場合、議長はその傍聴の可否を学生大会に諮らなければならない。傍聴人が発言を求めた場合には議長は学生大会に諮り過半数の賛成により発言を許可することが出来る。

第 12 条（傍聴人の退席）

傍聴者に本細則第 11 条に違反する行為があった場合、議長は傍聴者に退席を命じなければならない。

第 6 章 附則

第 13 条（疑義）

本細則に定めのない事項、又は疑義の生じた場合は議長団において解決する。

第 14 条（改廃）

本細則の改廃は学生大会の議を経て学生大会で決定する。

第 15 条（施行期日）

本細則は平成 27 年 6 月 20 日より施行する。

また、本細則は次回学生大会まで有効とする。